平成２２年（フ）第４３４４号
東京都町田市森野１丁目３―213
債務者　浦田　昭男
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３４５号
東京都江東区亀戸２丁目33―５―202
債務者　任　　惠子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４３５６号
東京都品川区戸越２丁目６－５
債務者　杉野　尚司
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２号
長野県佐久市中込3133番地２　ＬＩＥマンション408
債務者　川邉　理仁
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第２３２８４号
東京都練馬区西大泉２丁目19―17
債務者　石塚真衣美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８号
東京都西東京市向台町４丁目21番45―1020号
債務者　張替　　浩
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２０９号
東京都西東京市向台町４丁目21番45―1020号
債務者　張替　香織
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４９号
東京都狛江市和泉本町４丁目７番50―401号
債務者　佐藤　章子
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５３号
東京都西東京市柳沢２丁目１番23号ラズベリーハイム103
債務者　関田　浩尚
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後３時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５４号
東京都武蔵村山市榎２丁目71番地の４双葉マンション303号
債務者　平館かおる
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４７３号
横浜市旭区中沢１丁目35番32号　メゾンフジ202
債務者　坪根　俊治
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
石川県鳳珠郡穴水町字川島ロの18番地
債務者　堀岡　徳光
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時10分
金沢地方裁判所輪島支部

平成２２年（フ）第１２５号
静岡県袋井市愛野194番地の１　レオパレスあいの104号室、前住所静岡県浜松市中区萩丘４丁目22番20号　サンコート萩丘108号
債務者　和田　一徳
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
静岡県磐田市神増265番地２
債務者　松島　伸宜
1　決定年月日時　平成22年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
熊本県八代市松江本町３番４号
債務者　八木かおる
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２６号
熊本県水俣市袋８番地陣原団地24番６号
債務者　池田　美和（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部